

報告事項 7

事務局職員の人事について

令和元年6月1日に発令する教育委員会事務局職員の人事に関する件について、教育長に委任する事務等に関する規則（昭和31年11月教育委員会規則第8号）第6条の規定に基づき、教育長により代理したので報告する。

令和元年5月27日提出

担当課長の任用（令和元年6月1日付）

新補職	氏名	年齢	現補職	備考
教育委員会事務局学校教育 部担当課長 (監理・調整担当)	杉山 博志	49	北区総務部 担当課長 (地域支援担当)	

「監理・調整担当課長」の配置について

1 趣旨

教育委員会事務局におけるガバナンス及びマネジメント機能を強化するため、平成30年10月に、学校教育部内に児童・生徒に関する指導・支援等を所管する「児童生徒課」が設置され、さらに、平成31年4月には、部活動に関する業務が当該課に移管された。

垂水区中学校の自死事案について、平成31年4月に、いじめ問題再調査委員会より、当該事案に関する調査報告書が提出された。その中で、初期対応、重大事態への緊急対応の重要性などについて言及されている。

いじめ防止対策推進法に基づく、重大事態の調査への対応に加え、学校事故対応の厳格化などに伴い、学校現場における危機管理についても、これまで以上に重層的かつ機動的な対応が求められており、上記提言も踏まえ、重大事態等について入念な対応を行える体制を構築することが必要である。

以上を踏まえ、事務局内のガバナンス、及び学校支援体制の一層の強化を図るため、教育委員会事務局学校教育部に「監理・調整担当課長」を配置する。

2 配置日

令和元年6月1日

3 所管する事務

- (1) 学校園の事故事案の監理に関すること
- (2) 神戸市いじめ問題審議委員会に関すること
- (3) 神戸市体罰を許さない学校づくり検討委員会に関すること
- (4) その他学校園における事故の防止に係る調整に関すること

4 体制

